

契約書（案）

- 1 件 名 富山県営水力発電所 2 箇所の F I T 特定卸供給
- 2 契約期間 契約を締結した日の翌日 から 令和10年 3 月31日 まで
- 3 供給期間 令和 9 年 4 月 1 日 0 時 から 令和10年 3 月31日24時 まで
- 4 契約単価 別添の再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約
記載のとおり
- 5 契約保証金 _____

上記の特定卸供給について、富山県企業局（以下「甲」という。）及び●●●●●（以下「乙」という。）は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第 108号。以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた甲の発電所の発電電力を、再エネ特措法第18条第 1 項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた再生可能エネルギー特定卸供給（以下、「F I T 特定卸供給」という。）にて、乙に供給することについて、別添の条項によって公正に契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 住所 富山市安住町 2 番 14 号（北日本スクエア北館）
氏名 富山県知事 新田 八朗 印

乙 住所 ●●●●
氏名 ●●●●●●

再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約（案）

（総則）

第1条 甲及び乙は、電力の供給に関して、本章に基づき、仕様書及びその他の関係図書（以下「仕様書等」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、これを履行しなければならない。

（供給電力）

第2条 甲は、その所有する次項の発電所の発電電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いたすべての電力（以下「供給電力」という。）を、FIT特定卸供給により一般送配電事業者を介して乙に供給し、乙はこの供給を受けるものとする。なお、甲は、理由の如何を問わず、乙に対して電力を供給できない場合、本項に基づく供給義務を負わないものとする。

2 契約の対象となる発電所は、次のとおりとする。

発電所名	所在地	最大出力
庄東第一発電所	砺波市福岡字鬼谷	20,600kW
仁歩発電所	富山市八尾町大字茗ケ島字向山	12,000kW（予定）

3 甲から乙に供給する予定供給電力量は、次のとおりとする。

令和9年度予定供給電力量 107,300,000kWh

4 甲から乙に供給する電力量（以下「供給電力量」という。）が、予定供給電力量に比べて増減がある場合でも、乙は全量の供給を受けるものとする。なお、甲は、いかなる場合においても、予定供給電力量の供給を保証するものではなく、供給電力量が予定供給電力量に満たないことに関して何らの責任を負わないものとする。

（供給地点、電気方式等）

第3条 前条の電力の供給地点、最大電力、周波数及び連系電圧は、次のとおりとする。

発電所名	供給地点	最大電力	周波数	連系電圧
庄東第一発電所	砺波市福岡字鬼谷	20,580kW	60Hz	66kV
仁歩発電所	富山市八尾町大字茗ケ島字向山	12,000kW（予定）	60Hz	66kV

（送電時間）

第4条 甲は、毎日24時間送電を行うことができるものとする。ただし、発電所の点検又は手入を要する場合、その他必要がある場合は、供給電力の全部又は一部の送電を休止することができるものとする。

（供給電力量の計量）

第5条 毎月の供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引電力量計、その他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 計量器の検針は、一般送配電事業者の託送等供給約款に基づき行うものとする。

- 3 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により供給電力量を計量することができない場合の供給電力量については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 4 乙は、甲と協議のうえ、第2項で定める計量日以外においても、臨時検針を行うことができる。この場合、実務上合理的に可能な限り甲はこれに協力する。
- 5 法令等により一般送配電事業者所有の電力量計を取り替える場合、又は甲の事情により電力量計の取付位置を変更する場合、これに要する費用は甲が負担する。

(電力付加料金)

第6条 乙は甲にF I T特定卸供給の対価として電力付加料金を支払うものとする。毎月の電力付加料金は、前条に定める方法により計量された供給電力量に次の電力付加料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、消費税及び地方消費税相当額を加えて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

電力付加料金単価 (1kW時につき)	●●. ●●円 (消費税及び地方消費税相当額は含まない)
-----------------------	---------------------------------

(電力付加料金の支払)

- 第7条 甲及び乙は、毎月の初めに前月分の供給電力量等の料金算定上必要な事項を確認するものとする。
- 2 甲は、前条の電力付加料金を第5条第2項に定める検針日の当月11日（当該日が富山県の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日）までに納入通知書により乙に請求し、乙は、当該月の21日（休日に当たるときは、その翌日）（以下「支払期日」という。）までに甲に支払うものとする。ただし、これによりがたい場合は、甲及び丙が協議のうえ支払期間と異なる期間を定めることができるものとする。
 - 3 乙の責めに帰すべき事由により支払期日までに当該電力付加料金を甲に支払わない場合、乙は、当該支払期日の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、当該電力付加料金の未支払金額について年14.6パーセント（当該支払期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した遅延損害金を甲に支払わなければならない。

(契約保証金)

- 第8条 乙は甲に対して、第2条第3項に示した予定供給電力量に第6条に定める電力付加料金単価を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の100分10に相当する額を下限とする金額（以下「契約保証金」という。）を、この契約の締結と同時に支払うものとする。ただし、甲が乙に対し、契約保証金の支払いを免除した場合は、この限りではない。
- 2 乙が本契約に定める義務を履行しないときは、甲は契約保証金の全額を乙の未履行の義務に関する債務の弁済に充当することができる。この場合、甲が充当した金額と同額を乙は契約保証金として支払わなければならない。
 - 3 乙が契約保証金を納付した場合において、乙が本契約上の義務をすべて履行したことを甲が確認

し、かつ、本契約が終了したときは、乙の請求により、納付された契約保証金（ただし、前項に従い、債務の弁済に充当された金額（前項第2文に基づき再度契約保証金として支払った額を除く。）を控除した額）を乙に無利息で還付するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、本章の規定により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（運用申合せ書の作成）

第10条 電力の供給に関する運用につき、仕様書等で定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、甲又は乙は運用申合せ書を作成するものとする。

（甲の契約解除）

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告のうえ、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が支払期日までに第7条による料金の支払いをせず、その後、督促状により指定された期限までに支払いをしないとき（電力付加料金の一部の支払いがなかった場合を含む。）、又はその見込みがないと甲が認めるとき。
- (2) 乙又は乙の代理人が契約の締結又は電力の買受けに当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 乙が、本章等で定める契約条件を遵守できないと甲が認めるとき。
- (4) 乙が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消される見込みがあると甲が認めるとき。
- (5) 乙が、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定により、納付すべき金額を納付していない小売電気事業者として経済産業大臣から公表されたとき。
- (6) 乙が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。
- (7) 乙が、第7項に規定する債権保全のための必要な措置を講じなかったとき。
- (8) 前各号のほか、乙が本章に基づく義務を履行しないとき。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 第9条に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (2) 乙が、電気事業法第2条の9の規定により小売電気事業者の登録が取り消されたとき。
- (3) 本章の規定に基づく債務の全部の履行が不能であるとき。
- (4) 乙が本章の規定に基づく債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 本章の規定に基づく債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本章の目的を達成することができないとき。

- (6) 乙の電力付加料金の支払いが、支払期日を3回以上遅れたとき、又は2回連続で遅れたとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本章の規定に基づく債務の履行をせず、甲が乙に催告をしても本章の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第13条の規定によらないで、乙からこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の申立てを受け、又は自らこれらの申立てをした場合若しくは支払い停止の状態に陥ったとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- 4 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として、第2条第3項に示した合計予定供給電力量に第6条に定める電力付加料金単価を乗じて得た額から、履行済みの金額を差し引いた額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。なお、解除により乙に損害が生じても、甲はその賠償責任を負わないものとする。
- 5 第1項、第2項又は第3項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、前項の違約金のほか、甲に生じた損害を賠償しなければならない。甲は、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって損害金に充当することができるものとする。ただし、甲に生じた損害が納付済みの契約保証金若しくは履行保証保険による保険金支払額又は契約保証金に代わる担保により甲が支払いを受ける額を超える場合には、その超える分について賠償するものとする。
- 6 前項の規定により乙が甲に対して賠償する損害賠償の範囲は、契約解除日の前日までの電力付加料金とその遅延利息のほか、甲が得べかりし利益についても、その範囲とする。
- 7 前項で規定する得べかりし利益は、各号の金額の合計額とする。
- (1) 第6条に規定する電力付加料金単価に、契約解除日から契約解除に伴う新たな契約の供給開

始日の前日までの間の発電電力量又は予定供給電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

- (2) 第6条に規定する電力付加料金単価と契約解除に伴う新たな契約の電力付加料金単価との差額に、新たな契約の供給開始日から契約書第3項で規定する電力供給期間が満了するまでの間の発電電力量又は予定供給電力量を乗じて得た額に消費税相当額を加えて得た額（当該金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。ただし、新たな契約の電力付加料金単価の方が高い場合、0円とする。

- 8 甲は、乙が第1項第1号から第6号及び第8号のいずれかに該当するおそれがある場合には、あらかじめ乙に対して債権保全のための必要な措置を講じさせることができる。

（甲の催告によらない解除権）

第12条 甲は、次の掲げる場合には、乙の同意のもと、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じて、甲及び乙はその賠償責任を負わない。

- (1) 本契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第7条の2第1項の規定による命令）が確定したとき。

イ 乙を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令（これらの命令がされなかった場合にあっては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令（乙に対してされたものに限る。））が確定したとき。

ウ 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）に関して刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 前条第4項から第7項までの規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。ただし、「第1項、第2項又は第3項の規定により」とあるのは、「第1項の規定により」と読み替えるものとする。

- 3 乙は、第1項のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、第2条第3項に示した合計予定供給電力量に第6条に規定する電力付加料金単価を乗じて計算した額の100分の20に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、甲が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、甲に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

（乙の契約解除）

第13条 乙は、甲が本章の規定に違反し、その違反によって本章の規定に基づく債務の履行が不可

能になったときは、契約を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。なお、賠償金の額は、甲と乙が協議して、定めるものとする。

(契約解除の通知)

第 14 条 甲又は乙は、この契約を解除しようとするときは、書面により速やかに他の当事者に通知しなければならない。

(違約金等の徴収)

第 15 条 乙がこの契約に基づく違約金又は賠償金（以下「違約金等」という。）を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額について年 14.6 パーセント（当該期間を経過した日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(F I T 特定卸供給契約の締結)

第 16 条 乙は、本契約の締結後、遅滞なく一般送配電事業者に対し F I T 特定卸供給契約、及び一般送配電事業者の定めた託送供給約款に基づく発電量調整供給契約の申込みを行うものとする。なお、契約締結後には、契約書の写しを甲へ提出するものとする。

(インバランス料金)

第 17 条 発電計画と発電実績値の間に差分（以下「インバランス」という。）が発生した場合、乙の責任においてこれに対応し、甲は関与しないものとする。

- 2 乙は、甲の原因によるインバランス料金が発生した場合においても、甲に対して金銭及び発電量等の請求は行うことはできないものとする。

(非化石価値の優先割当)

第 18 条 乙は、本発電所に係る非化石証書の優先割当を行う場合は、あらかじめ甲へ通知し、甲の合意を得るものとする。また、優先割当に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(契約の変更)

第 19 条 必要があるときは、甲及び乙が協議のうえ、本章の内容を変更し、又は電力の供給を一時停止することができる。

- 2 前項の場合において、必要があると認められるときは、甲及び乙が協議のうえ、本章の内容を変更することができるものとする。
- 3 天災事変その他経済情勢の激変若しくは設備上著しい状況の変化を生じ、又はこの契約により難い事情が生じ、契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲及び乙が協議のうえ、電力付加料金及びその他の契約内容を変更することができる。

(費用の負担)

第 20 条 この契約の締結、供給電力の購入及び環境価値の移転に係る手続等の必要なすべての費用は乙の負担とする。

(守秘義務)

第 21 条 甲及び乙は、相手方の書面による了承を得た場合を除き、この契約の履行に関して知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約終了後又はこの契約解除後においても同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りではない。

(個人情報)

第 22 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(裁判管轄)

第 23 条 この契約に関して生じた甲及び乙間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(定めのない事項等の処理)

第 24 条 この契約書及び仕様書等に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必要に応じて甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。